

## 最低賃金目安 全国平均 1002円 道内は 960円 上げ幅最大

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2023年度の地域別最低賃金の目安について、全国平均で現在の時給961円から41円引き上げ、1002円とすることを決めました。物価高を背景に上げ幅は時給表示とした2002年度以降、最大となり、初めて千円台に到達しました。北海道の上げ幅も最大の40円で、このまま反映されれば現在の920円から960円に上がることになります。

## 賃金不払事案が約121億円 厚労省 令和4年監督指導結果

厚生労働省は、令和4年における賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果をまとめました。同省ではこれまで、支払額が1企業あたり100万円以上の割増賃金不払事案のみを集計して公表していましたが、今回から、それ以外の事案を含め賃金不払事案全体を集計しています。それによりますと、賃金不払事案の件数は2万531件、対象労働者数は17万9643人、金額は約121億2316万円となっています。

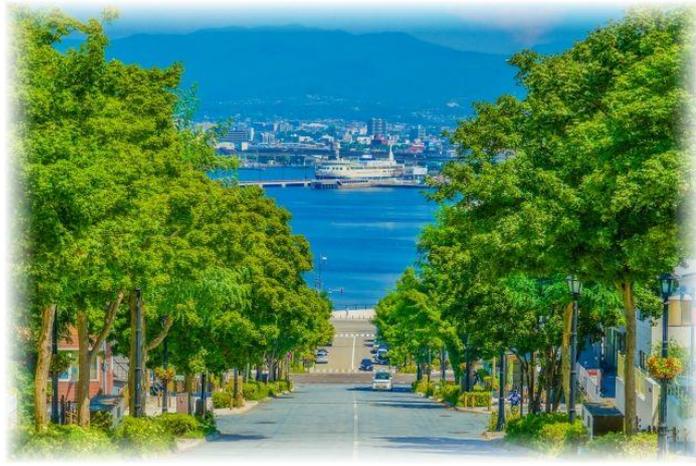
なお、このうち令和4年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものが1万9708件、17万5893人、約79億4597万円となっています。業種別にみると、件数が最も多いのは商業の4476件(全体の22%)、次いで、製造業4168件(同20%)、保健衛生業2773件(同14%)の順となっています。対象労働者数が最も多いのは商業の4万1907人(全体の23%)、次いで、製造業3万6661人(同20%)、保健衛生業3万889人(同17%)の順となっています。

## 定年再雇用時の基本給格差「支給目的で検討」最高裁初判断

定年退職後の再雇用の際に基本給を減額したことの妥当性が争われた訴訟で、最高裁は基本給の性質や目的を踏まえて引き下げの合理性を評価すべきだとする判断を示しました。その上で、定年時の6割を下回る基本給は不合理と判断した一、二審判決を破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻しました。正社員と再雇用者との間での基本給格差について最高裁が判断を示すのは初めてで、今回の訴訟で争われた基本給の格差が不合理かどうかについての結論は明示せず、判断は差し戻し審に持ち越されました。

多くの企業でシニア雇用が広がる一方、再雇用者の基本給は定年前より下がるのが一般的となっており、差し戻し審の判断は企業などの労務に影響を与える可能性もあります。

原告は名古屋自動車学校の元社員2人で、定年を迎えた後、嘱託職員として再雇用後も仕事内容などは定年前と変わりませんでした。月額約16万~18万円だった基本給が4~5割ほどに減っており、訴訟では差額分の支払いを求めていました。今回のケースでは正社員の基本給について、勤務年数に応じた勤続給だけでなく、仕事の内容を反映した職務給、能力を踏まえた職能給の性質もあるとみる余地があると指摘しており、再雇用の場合は役職に就くことも想定されないことなどから「正社員とは異なる性質や支給の目的がある」と述べました。判決は、下級審ではこうした正社員や再雇用者の給与の性質や目的について十分に考慮されていないとして、審理を差し戻し検討を尽くすのが相当としました。



- 八幡坂 (函館市) -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【同一労働同一賃金】

同一労働同一賃金とは同一企業内における正社員と非正規社員の間での不合理な待遇差の解消を目指す施策で、これに関連し、中小企業では2021年4月からパートタイム・有期雇用労働法が施行されています。具体的には正社員と非正規社員の基本給や手当、賞与等のあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されています。待遇差が不合理なものかどうかは職務内容や配置転換の内容等、個々の事情に応じて判断されます。又、非正規社員が事業主に対して正社員との待遇差の内容や理由等について説明を求めることができます。給与や手当、賞与等の支給基準を明確にしておくことが重要となります。

## 事務所より

7月の十勝は後半に入り、連日厳しい暑さが続き、池田町では35度以上の猛暑日が管内過去最長の5日間連続となり、各地で記録的な暑さとなったようです。昔に比べ、平均気温が上がっているのは統計上間違いのないようですが、以前の十勝はもう少しカラッとした暑が多く、今のようなジメジメとした暑さはそれほどなかったように思います。とは言ってもお盆が過ぎれば、急に涼しくなるのも十勝特有の気候ですので、夏が終わるのは寂しいですが、過ごしやすい時季も待ち遠しいですね。

就職・転職情報の提供や人材紹介等を行うマイナビが行った「非正規雇用の給与・待遇に関する企業調査（2023年）」によりますと、直近半年間でアルバイトの給与を上げた企業は61.3%となったということです。2022年の同調査では50.8%でしたので、大幅に増加していることがわかります。給与を引き上げたという回答が多い業種は、上位から飲食・フード、コンビニ・スーパー、警備、介護、ホテル・旅館の順になっており、合わせてアルバイトの給与を上げた理由のトップは「人材確保が難しくなったため」となっており、これらの業界での人材不足の深刻さが伺えます。今回の記事にも載せた通り、今年の最低賃金も大幅な増加改定が予想されていることから、会社側としては、経営状況と人材確保のバランスを考えた上での給与設定が重要になってくると思われます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

全国的に厳しい暑さが続く中で熱中症を原因とする体調不良による労災の申請が増えています。炎天下における外作業はもちろんですが、室内の業務においても室温や湿度が高いこと、日当たりや部屋の環境等により熱中症が発生している状況があります。早めの水分補給と適度な休憩を心掛け、作業環境や健康状態に配慮することが熱中症の防止対策において重要かと思えます。

